

国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する

有識者懇談会の最終提言について

1. 有識者懇談会について

いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、これまでの国境離島に関する施策を点検・評価し、今後の施策の方向性の検討を行うため、7名の有識者からなる懇談会を山本海洋政策担当大臣の下に開催。

2. 有識者懇談会名簿

奥脇 直也	国際法	明治大学法科大学院教授	【座長】
秋山 昌廣	海洋政策	(公財)東京財団理事長	
磯部 力	行政法	國學院大學法科大学院教授	
木場 弘子	国民広報	キャスター・千葉大学客員教授	
久保 文明	外交	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
志方 俊之	安全保障	帝京大学法学部教授	
渡邊 東	離島振興	(公財)日本離島センター専務理事	

3. これまでの審議経緯

平成25年4月26日(金)から、これまで計13回に亘り審議。平成25年6月26日(水)に中間提言、平成26年6月30日に最終提言をとりまとめ。

4. 最終提言の概要

1. 離島をめぐる社会情勢等の変化

離島が果たしている、我が国の領海、排他的経済水域（EEZ）等の保全、海洋資源の利用等の「国家的役割」、及び自然、文化等との触れあいの場、機会提供という癒しの空間等としての「国民的役割」は、今日ますます重要性を増している。また、我が国周辺海域においては、海洋資源開発等への期待が高まっている他、近隣諸国の海洋権益をめぐる主張や活動が活発化しており、従来以上に離島の保全・管理を適切に実施していくことが必要。

2. 国境離島の保全・管理のあり方

(1) 検討対象とする離島

有人、無人を問わず、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島（排他的経済水域（EEZ）の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を含む）

(2) 取組の基本的な考え方

海洋立国日本の取組姿勢と目指すべき方向性を踏まえ、着実に取り組むことが必要。また、関係省庁、地方公共団体、多数の民間団体、国民との協力体制が必要。

(3) 海洋管理の観点から、優先的に取り組むべきこと

①国民への普及・啓発

- ・「国境離島 Web Page」や小冊子の作成
- ・離島観光や離島をめぐるクルーズなどの海洋観光、エコツーリズムの推進
- ・副教材の作成、体験型の活動の推進等による国境離島の教育の充実

②国境離島の保全・管理の基本となる事項の着実な取組

- ・基本情報（自然地理情報、歴史文化情報等）の情報発信
- ・新たに判明した国有地の国有財産台帳への登録、所有者情報の継続的な更新
- ・名称のない離島への名称付与、地図及び海図への記載
- ・衛星や航空機による最新の観測技術・知見等を活用した新たな監視手法の検討

(4) 既存の施策に対し、配慮を求めるべきこと

①警備・安全保障

国家安全保障戦略に基づき、あらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制の構築の検討等の取組が進められているが、国境離島は我が国の領海等の根拠となる重要な存在であることから、その重要性を踏まえて取組を進めていくことが肝要。

②自然環境の保全

海洋生物多様性保全戦略に基づき、重要度の高い海域の抽出等の取組が進められているが、離島及び周辺海域には固有種が生息・生育し、これらを育む貴重な自然環境が残されていることも多いことから、これらを踏まえた取組を進めていくことが必要。

(5) 今後の動向を注視すべきこと —土地の保全・管理について—

土地の保全・管理のための法類型としては、国が土地を取得する方式、土地の利用を規制する方式、国境離島を公物として管理する方式やこれらの組合せが考えられるが、具体的にどのような方式が望ましいかについては、個々の離島の状況に鑑みた検討が必要。また、今後の立法府の動向の注視が必要。

(6) 国境離島を有する地域での取組

国境離島の監視や状況の把握に当たっては、周辺の有人離島の住民等地域住民による目配りが重要であり、地域住民との協力体制を構築することが重要。